

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から4年2月までの国民年金保険料については、納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月から平成 2 年 2 月まで
② 平成 3 年 4 月から 4 年 2 月まで

私は、申立期間①について、平成4年頃にA市B区役所で国民年金に加入し、同区役所で昭和47年5月からの国民年金保険料を遡って37万円から38万円ぐらいをまとめて一括払いし、その際に、これで全て納付済みとなると窓口の職員から説明され年金手帳を渡された。

また、申立期間②について、毎月、銀行で国民年金保険料を納付しており申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成4年2月頃に払い出されたものと推認でき、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるところ、申立人は、加入手続の翌月以降の国民年金保険料を口座振替により全て納付している上、7年3月からは国民年金基金に加入し、当該基金の保険料も納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録では、申立期間②の直前の平成2年3月から3年3月までの国民年金保険料は、申立人が国民年金の加入手続を行った直後の4年5月1日に過年度納付されており、納付意識の高かった申立人が、当該過年度保険料のみを納付し、加入手続を行った時点で現年度保険料の納付書が交付される申立期間②の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

3 申立期間①について、申立人が国民年金の加入手続を行った平成4年2月

の時点で、当該期間は、時効により国民年金保険料を納付することができないため保険料の納付書が交付されることは無く、申立人は当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料として37万円から38万円くらいをA市B区役所の窓口で一括納付したとしているところ、当該期間の保険料は過年度保険料となることから同区役所で納付することができない上、その保険料額は約90万円であり、申立人の述べる金額と大きく相違していることから、申立人が当該期間の保険料を納付したものは認め難い。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から4年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 2164

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月

私は、平成6年4月から同年9月までの国民年金保険料を8年に全て納付した。申立期間の1か月が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間112か月について、99か月の申請免除を受け、国民年金保険料を納付した12か月のほとんどを過年度納付しているところ、申立期間の1か月を除いて保険料の未納は無く、申立人は、納付書に記載されている納付期限に気を付けて保険料を納付していたと述べていることから、申立人の年金制度への意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は、申立人が述べているとおり平成8年7月及び同年9月に納付していることが確認でき、保険料を納付していた同時期に住所や職業に変わり無く、生活状況に大きな変化がみられないことから、年金制度への意識が高かった申立人が、申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から40年3月まで
② 昭和40年4月から同年12月まで

私の姉が父親と相談して私の国民年金の加入手続をA町役場で行ってくれ、申立期間①の国民年金保険料は、私の姉が自宅に来ていた町内会の集金人に納付したと聞いていたので、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間②について、私は、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付した「国民年金保険現金領収証書」を所持しているので、当該期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、年金事務所では、申立人から提出された昭和43年3月5日にB社会保険事務所(当時)で納付された「国民年金保険料現金領収証書」により、平成23年3月30日付けで、未納となっていた昭和41年1月から同年3月までの納付記録を訂正したが、同じく納付された40年4月から同年12月までの保険料については、時効により納付できない期間の国民年金保険料として平成23年6月2日付けで還付決議している。

しかしながら、申立人が納付を行ってから40年以上経過しており、長期間にわたり、国庫歳入金として扱われてきたのは明白であることから、時効を理由に当該期間の保険料を還付するのは信義衡平の原則に反する。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、昭和43年2月頃、B市から払い出されたものと推認でき、その時点で、当該期間は時効により国民年金保険料

を納付できない期間である上、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）の昭和37年度から39年度までの納付月数欄に「届出前消滅」印が押されており、当該期間の保険料納付書は、申立人に交付されなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立人の姉が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べているところ、その姉は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付は申立人の父親が行っていたので分からないと述べており、その父親は既に死亡していることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況は不明である。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年7月から58年3月まで
② 昭和63年9月

私は、昭和51年7月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①について、同市に在住していた期間はC郵便局やD銀行（当時）等の金融機関で、また、E市に転居した53年4月頃以降は同行F支店、G信用組合（現在は、H信用組合）E支店や郵便局等の金融機関で国民年金保険料を定期的に納付していた。

申立期間②については、当時、E市から再びA市に転居したため納付場所は明確でないが、その前後の保険料が納付済みであり、1か月のみが未納であるはずがない。いずれの申立期間も妻の分と一緒に保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付したと述べているところ、A市の国民年金被保険者名簿により、申立期間②後において、保険料の納付日が確認できる平成元年4月から6年3月までについて、申立人及びその妻の保険料が全て同一日に現年度納付されていることが確認できる上、申立期間②後の国民年金加入期間について、申立人及びその妻の保険料は共に全て納付されていることから、申立期間②当時、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間②は1か月と短期間である上、その前後は国民年金保険料の納付済期間であることから、申立期間②について、申立人が保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

2 申立期間①について、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和 58 年 4 月頃に E 市において夫婦連番で払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間①のうち 51 年 7 月から 55 年 12 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間①のうち A 市に在住していた昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月頃までの期間について、申立人は、定期的に C 郵便局等の金融機関で国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立期間①当時、同市が郵便局で保険料を収納することはなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が E 市で払い出されたものと推認できる昭和 58 年 4 月の時点で、申立期間①のうち 56 年 1 月から 58 年 3 月までの期間は国民年金保険料を遡って納付することが可能な期間であるが、申立人は、「申立期間①について、国民年金保険料を遡ってまとめて納付した記憶はない。」と述べている上、申立期間①について、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が同市で払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立期間①は 81 か月と長期間であり、申立期間①について、申立人が夫婦一緒に国民年金保険料を納付したとするその妻も保険料の未納期間である上、申立人が国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの期間、60年4月から61年3月までの期間及び63年4月から平成元年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から59年3月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで
③ 昭和63年4月から平成元年8月まで

私は、昭和51年11月から始めた自営業の経営が軌道に乗り始めた頃に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私の妻が遅れながらも可能な時にまとめて夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、当該期間は12か月と短期間であり、その前後の期間は国民年金保険料の納付済期間である。

また、申立期間③について、申立人は、昭和63年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、同日付けで国民年金の強制加入対象者となるところ、当時申立人が居住していたA市の昭和63年度の国民年金被保険者名簿等により、同日付けで国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料の現年度又は過年度納付書が発行されていたものと考えられる。

さらに、申立期間②直後で申立期間③にも近接する昭和61年4月から同年6月までの国民年金保険料について、申立人が同年7月から62年1月まで居住していたB県C市の国民年金被保険者名簿等により、同市において現年度納付されていることが確認できることから、オンライン記録により、その

後同一の期間の保険料が重複して納付され、63年8月3日付けで還付及び充当処理が行われていることが確認できることから、当該期間について、保険料納付済期間であるにもかかわらず過年度納付書が発行されていたものと考えられ、当時の行政の記録管理の不備がうかがえる。

加えて、申立期間②及び③は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の当該期間の保険料が納付済みであることから、申立人の当該期間の保険料についても納付されていたものと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間①のうち、昭和59年1月から同年3月までの期間について、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、同年9月頃に夫婦連番で払い出されたものと推認され、その時点において、当該期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であること、ii) オンライン記録により、申立人の妻の当該期間の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人の当該期間の保険料についても過年度納付されていたものと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和59年9月の時点において、申立期間①のうち53年1月から57年6月までの国民年金保険料は既に時効により納付することができないほか、申立期間①のうち57年7月から58年12月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人の妻も当該期間の保険料が未納であることから、申立人の保険料が納付されていたものとは考え難い。

また、申立人が当時居住していたA市において、申立期間①に係る申立人の国民年金被保険者名簿が無い上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの期間、60年4月から61年3月までの期間及び63年4月から平成元年8月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から 58 年 12 月まで
② 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 51 年 11 月から始めた自営業の経営が軌道に乗り始めた頃に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が、遅れながらも可能な時にまとめて夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、当該期間は 3 か月と短期間であり、その前後の期間は、国民年金保険料の納付済期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和 59 年 9 月頃に夫婦連番で払い出されたものと推認されるところ、同年 1 月から申立人が国民年金第 3 号被保険者に種別変更する直前の平成元年 8 月までの期間について、申立期間②を除き国民年金保険料の未納が無いことから、当該期間の保険料についても納付されていたものと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 59 年 9 月の時点において、申立期間①のうち 53 年 1 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料は既に時効により納付することができないほか、申立期間①のうち 57 年 7 月から 58 年 12 月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人の夫も当該期間の保険料が未納であることから、申立人の保険料が納付されていたものとは考え難い。

また、申立人が当時居住していたA市において、申立期間①に係る申立人の国民年金被保険者名簿が無い上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から同年10月まで

平成6年3月頃に、私の両親とA市B区役所に行った際、記憶は定かではないが、当時大学2年生であった私又は私の両親が私の国民年金の加入手続を行ったと思う。私の父親は、加入手続については記憶がないとしているが、同年同月頃、同区役所の窓口で、数か月分の私の国民年金保険料を納付したことを記憶している。

また、父親から、国民年金保険料に未納があると就職時に支障を来すので、きちんと保険料を納付するよう常々言われていたことから、私の父親が、私の国民年金加入時からの3か月分の保険料を納付しなかったとは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、平成6年2月から同年3月までの間に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人の父親は、申立人の国民年金保険料について、その資金を拠出した上で、実際に保険料の納付を行っていた申立人に対し、きちんと納付するように指導していたと述べているところ、申立人も同様の説明をしており、申立期間後の申立人の国民年金加入期間に保険料の未納が無いこと等、申立人の父親の国民年金保険料の納付に対する意識の高さがうかがえることから、「平成6年3月頃にB区役所に行き、いつからいつまでの分かは定かではないが、何か月分かの保険料をその窓口で納付した。」とする申立人の父親の主張のと

おり、その時点で現年度納付が可能な申立期間の保険料を申立人の父親が納付した可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの期間及び56年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和56年10月から57年3月まで

私は、Aスクールを経営しながら、週に数回B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、昭和53年8月に同社を退職したことから国民年金に加入した。

申立期間①及び②の国民年金保険料は共に、社会保険事務所（当時）から送付されてきた手書きの納付書を使って納付したと記憶している。

これまでずっと仕事をしてきたため、国民年金保険料の納付が遅れたこともあったが、納期限後に再度納付書が送付されてくれば、その際に必ず保険料を納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は併せて9か月と短期間であり、申立人は、両申立期間の前後の期間の国民年金保険料を納付済みである。

また、申立人について、i) 申立期間以外に国民年金保険料の未納が無いこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、昭和55年4月頃に払い出されたものと推認できること、申立人が所持する納付書・領収証書により、当該時点において納付が可能な期間のうち、53年8月から54年3月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料を同年9月26日付けで過年度納付している記録が確認できること、iii) 自身が60歳に到達した平成10年*月に国民年金に任意加入し、以降60か月の保険料を納付していることなどから、申立人の

国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

さらに、i) 申立人が所持する納付書・領収証書により、昭和58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が同年12月31日付けで納付されている記録が確認できること、ii) C市の国民年金被保険者名簿により、平成4年2月及び同年3月の保険料が過年度納付されたものと考えられることから、保険料の納付が遅れることもあったが、過年度納付書が届けば必ず納付してきたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成8年2月から同年9月までは22万円、同年10月は18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から同年11月1日まで

申立期間は、A社に勤務していた。年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が11万円となっており、記憶する給与支給額及び銀行預金通帳の給与振込額と大幅に隔たりがある。

申立期間の標準報酬月額を正当な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年2月1日の同保険の被保険者資格取得時は22万円、同年10月1日付け定時決定で18万円と記録されていたところ、同社が同保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年2月28日）の後の同年3月12日付けで、同保険の被保険者資格取得日である8年2月1日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は、申立人以外に14人であることが確認できるところ、一人を除く13人が、平成9年3月12日付けでそれぞれの同保険の被保険者資格取得日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、当時のB職であった者は、「私も申立人と同様、標準報酬月額が遡って減額訂正されている。当時、会社の経営は苦しく社会保険料も納付できない状況にあった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成9年3月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について8年2月1日に遡って

標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年2月から同年9月までは22万円、同年10月は18万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 一方、申立期間のうち平成8年10月1日から同年11月1日の期間について、オンライン記録によると、前述のとおり、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、同年10月1日付け定時決定により18万円と記録されていたところ、申立人は、「定時決定の対象となる期間（平成8年5月から同年7月まで）及び同年8月から同年10月までの期間の給与は、日給月給で時間外手当が無く、通勤手当約1万円を含めると毎月の給与支給額は22万円ぐらいであった。同年11月の中旬に当該事業所を退職したが、同年11月の日給はそれ以前に比べ減額となった記憶はなく、11月分の給与から控除されていた同年10月分の厚生年金保険料もそれ以前と変わらなかった。なお、毎月の休みは、8日程度であった。」と主張している。

しかしながら、当該事業所に当時の厚生年金保険料の控除状況等について照会したものの、回答を得られないことから、申立人の申立ての事実を裏付ける資料及び供述を得ることができない。

また、申立人から提出された銀行預金通帳により、申立人は、当該事業所から平成8年11月分の給与が振り込まれていることが確認できるものの、申立人は、当該事業所の退社日及び退社に至るまでの期間における出勤日数を具体的に記憶していないため、当該給与振込額からは申立人が主張する標準報酬月額（22万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和52年12月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月1日から53年9月21日まで
② 昭和54年5月1日から60年11月20日まで
③ 平成4年12月21日から18年8月31日まで

申立期間①については、A社で昭和52年12月1日から54年4月20日まで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日が53年9月21日となっているのはおかしいので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、B社で昭和54年5月1日から60年11月20日まで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしいので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間③については、平成4年頃に社会保険事務所（当時）に突然呼び出され、厚生年金保険の適用事業所としての資格を喪失させられたが、社員を皆退職させた以降の4年12月21日から18年8月31日までの申立期間においても私一人でC業を継続していたことから、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立期間①より前からA社で厚生年金保険の被保険者資格が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に遅くとも昭和52年12月1日には勤務していたもの

と認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人並びにオンライン記録により申立期間①に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚13人の計16人に照会したところ、11人から回答が得られ、そのうちの7人は、「従業員は入社してすぐに厚生年金保険に加入した。」と供述し、他の一人は、「他の従業員はどうか分からないが、私は入社してすぐに厚生年金保険に加入した。」と供述している。

さらに、上記回答の得られた11人のうち、自身の勤務開始時期を記憶している6人はいずれも勤務開始日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は合致していることが確認できる上、上記16人のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できた11人（商業・法人登記簿謄本により取締役であったことが確認できる二人を除く。）は、雇用保険の被保険者資格取得日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が合致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和53年9月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、「B社内に設置された、Dという部門に出向する形で勤務していた。社員旅行の時の写真も所持している。」と主張している。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本により、申立期間②当時のB社の事業主であったことが確認できる者は、「申立人を当社の社員として採用はしていないし、出向扱いにしたこともない。Dは、申立人が個人事業主として発足した会社であり、当社と資本関係はない。申立人が提出した社員旅行の写真は、申立人を取引先として当社の社員旅行に招待した時のものである。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人並びにオンライン記録により申立期間②においてB社で厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚11人の計13人に照会したところ、8人から回答が得られ、

そのうち当時の経理担当者は、「Dは、申立人が当時のB社の社長と親戚関係であったことから、同社の社内に机を置いていたものの、申立人が事業主となって経営していた会社である。申立人は同社の社員ではなかったため、同社で厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述し、他の一人も同様の供述をしている。

さらに、申立人が、申立期間②当時の上司として名前を挙げた3人のうち2人は、「申立人と一緒に勤務していたが、申立人の詳細については分からない。」と供述している。

加えて、申立人が、「Dにおいて、6年間白色申告をしていた。」と供述していることから、B社が申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、「私は、E社の代表取締役であり、社員を全員退職させた後も一人でC業を継続させていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成4年12月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③において適用事業所であったことは確認できない上、申立人は、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、社会保険事務所の不合理な処理も見当たらない。

また、申立人は、上記のとおり、当時一人で勤務をしていた旨供述していることから、元従業員から申立人の主張を確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立人が申立期間③の厚生年金保険料を給与から控除されていたと

認めることができたとしても、当該事業所の在籍者は代表取締役である申立人のみであったことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当することから、記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から46年12月まで

私は、結婚した昭和41年頃から、元妻と一緒に国民年金保険料を納付していたはずで、元妻は、当該期間の国民年金保険料が納付済みとなっている。

また、申立期間当時、A市でB店とC店を営み、二人分の国民年金保険料を納付する十分な経済的余裕があった上、保険料を郵便局で納付し、領収の印が押された年金手帳の記憶があるのに、申立期間の保険料が一度も納付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市における申立人の国民年金被保険者名簿及び同被保険者台帳管理簿により、申立期間後の昭和48年10月頃に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと推認できる上、申立人に対し、別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入で、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間について、i) 婚姻前の昭和38年3月から41年3月までの国民年金保険料の納付状況の記憶が曖昧であること、ii) 婚姻後の41年頃からの保険料は、申立人の元妻の分と一緒に郵便局で納付していたとしているところ、A市が郵便局による保険料の徴収を開始したのは61年4月からであり、申立人の保険料納付に係る記憶と一致しないこと、iii) 申立人は48年10月頃に払い出された国民年金手帳記号番号により、47年1月から48年3月までの保険料を、49年2月9日に遡って納付していることが特殊台帳（マイクロフィルム）により確認でき、申立人の41年頃から継続して保険料を納付していたとする申立内容と相違していること、iv) 申立人の元妻から

申立期間当時の状況について聴取できず、保険料の納付状況について確認できないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものとは認め難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2172 (事案 1796 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から51年3月まで

申立期間について、平成22年8月11日に年金記録に係る確認の申立てを行ったところ、同年11月26日付けで、申立期間の国民年金保険料について、納付していたものと認めることはできないとの通知を受け取ったが、改めて私の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれた母親に当時の状況を具体的に確認したところ、母親が間違いなく保険料を納付してくれたはずなので、今回再申立てを行った。

私の母親は、昭和44年*月頃に、当時大学生であった私の国民年金の加入手続をA町の役場で行ってくれ、申立期間について、母親が自身の分と一緒に私の国民年金保険料を半年又は1年ごとにまとめて納付してくれた。母親は、当初、B自治会役員に保険料を納付してくれ、時期は不明だが納付書により保険料を納付する方法に変更された以降はC銀行A支店やD銀行E支店で保険料を納付書により納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和44年*月頃に、20歳から国民年金に加入したと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査により、52年3月頃に払い出されたものと推認できることから、国民年金の加入手続はその頃に行われたものと考えられ、その時点で申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間であること、ii) 申立人は、53年7月27日に昭和51年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるところ、その当時、第3回特例納付期間(昭和53年7月から55年6月まで実施)で遡

って保険料を納付することができたが、申立人は特例納付を行った記憶がないこと、iii) 申立人が所持する最初に交付を受けたとする年金手帳は、49年11月から発行が開始された年金手帳様式であることから、国民年金の加入手続は同年以降に行われたものと考えられ、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと等から、保険料の納付があったとは認められないと判断し、既に当委員会の決定に基づく平成22年11月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たり、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったことを示す新たな情報として、申立期間について、「母親が、当初、B自治会役員に保険料を納付してくれ、その後、C銀行A支店やD銀行E支店で保険料を納付書により納付してくれた。」と述べ、申立期間の保険料を納付していたのは確かであると主張しているところ、申立期間において、申立人の母親が保険料を納付していたとする二人の自治会役員及び金融機関について、A町から、「申立人の母親が保険料を納付したとする二人は、当時のB自治会役員であったと思われ、同自治会は国民年金保険料の集金を行っていた。また、納付書による保険料の収納の開始時期は不明であるが、当時、C銀行A支店やD銀行E支店において、納付書による保険料の収納を行っていた。」との回答を得ている。

しかしながら、申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続について、申立人及びその母親は共に、「昭和44年頃に国民年金の加入手続を行った役場の場所について、現在のA町役場と同じ場所にあり、当時受け取った国民年金手帳の色は緑色であったと思う。」と述べているが、A町から、「当町役場は昭和44年当時F施設の隣接地にあったが、46年7月に現在地に移転した。」との回答を得ている上、当時、交付されていた国民年金手帳の色は茶色又は空色で、緑色（草色）の国民年金手帳が交付された時期は、昭和46年頃からであり、これらの事実と申立人及びその母親の主張とは一致しないことから、再申立てに係る申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から63年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から63年3月まで

私は、国民年金保険料の申請免除制度を初めて知り、昭和59年4月について、保険料の納付が困難であったため保険料の免除申請を行った。翌月の同年5月から60年6月までについては保険料を納付できたが、申立期間については、保険料の納付が困難であったため、妻の分と一緒に毎年保険料の免除申請を行ったはずである。

申立期間について、国民年金保険料の未納期間とされているが、保険料の免除申請を行ったはずであり、保険料の免除期間に変更してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年頃に、建設資金を借り入れて自宅を新築し、申立期間当時、借入金を返済していたと述べているところ、申立人が所持するA償還金の払込金の通知書により、同年9月21日に契約が行われ、翌月から償還金の支払が開始されたことが確認できるが、国民年金保険料の免除基準において、住宅等の不動産を取得するための借入金を負担し、これを支払っている場合には、保険料の負担能力があると認められ、保険料を免除しないことができると定められていることから、申立期間について、申立人の保険料が免除されなかった可能性を否定できない。

また、申立期間のうち、昭和60年7月から61年3月までの期間について、申立人は、「昭和60年5月又は同年6月頃に、国民年金保険料の免除申請を行ったと思う。」と述べているが、オンライン記録により、申立期間直前の60年4月及び同年5月の保険料は同月21日に、これに続く同年6月の保険料は同年10月15日に、納付されたことが確認できることから、申立期間直前の保険料を納付した申立人は、当該期間の保険料の免除申請を行わなかったものと

考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録により、申立人及びその妻について、申立期間後の昭和63年8月5日に、国民年金保険料の過年度納付書が作成されていることが確認でき、その時点で、申立期間のうち、保険料の過年度納付が可能な61年7月から63年3月までの期間は、共に保険料の申請免除期間ではなく未納期間であったものと推認できる。

加えて、申立人が国民年金保険料の免除申請を一緒に行ったとするその妻は、申立期間を含む昭和60年度から62年度までの保険料が未納であり、オンライン記録では、申立人及びその妻について、共に申立期間に係る申請免除の記録が無く、保険料の免除承認通知書が作成された形跡も無い。

その上、申立期間は33か月と長期間であり、申立人が、申立期間の国民年金保険料に係る免除申請手続を行ったことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から10年3月まで

私の母親が、大学生であった私の国民年金の加入手続をA市役所で行ってくれ、申立期間の国民年金保険料について、当初は3か月分を、その後は毎年1回まとめて、納付書によりA市施設内のB銀行で納付してくれた。

申立期間について、国民年金保険料の申請免除期間とされているが、保険料の納付済期間に変更してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、平成7年1月頃に払い出されたものと認められ、オンライン記録により、申立期間のうち、同年同月から同年3月までについて、同年1月30日に国民年金保険料の免除申請が行われていることが確認できることから、その頃に、申立人に係る国民年金の加入手続及び当該期間の国民年金保険料の免除申請が行われたものと推認できる。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立期間のうち平成8年2月から9年3月までの期間について、申立人及びその妹がいずれも国民年金保険料の申請免除期間であることが確認できることについて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、「当該期間については、申立人及びその妹は共に学生で、それぞれC市とD市に在住していた。当時、私は学生に係る国民年金保険料の免除制度を知らなかった。また、申立人の妹について国民年金に加入していること及び当該期間が保険料申請免除期間であることを知らない。」と述べているが、戸籍の附票により、当該期間の申立人及びその妹に係る住民票上の住所地は、共に申立人の母親と同じA市であることが確認できることから、申立人及びその妹に係る当該期間の国民年

金保険料の免除申請は、申立人の母親が在住するA市で行われたものと推認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間のうち平成8年度について、学生であった申立人及びその妹の国民年金保険料は、共に平成8年5月1日に免除申請が行われていることが確認できる上、これに続く9年度については、学生であった申立人の保険料のみ、9年5月1日に免除申請が行われていることが確認できることから、保険料の申請免除期間であり、申立人が学生であった申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたものとは考え難い。

加えて、申立期間は39か月と長期間であり、申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から62年3月まで

私は、20歳になった昭和59年*月頃に、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間について、C社会保険事務所（当時）やD銀行E支店（当時）で納付書により毎月定期的に保険料を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和62年4月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間のうち、59年10月から同年12月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、20歳に到達した昭和59年*月*日であるところ、申立人は、「昭和59年*月頃に国民年金の加入手続を行ったA市B区役所で、1回目に納付する国民年金保険料は被保険者資格を取得した日から日割りで算出した同年同月の保険料とその翌月の同年*月の保険料の合計金額で、2回目以降の保険料は毎月定額であるとの説明を受けた。また、申立期間について、C社会保険事務所やD銀行E支店で納付書により毎月定期的に保険料を納付していたと思う。」と述べているが、i) 国民年金の保険料は毎月定額で、日割りで算出することはないこと、ii) 申立期間のうち59年10月から60年3月までについて、申立人が在住していたA市では、保険料の納期は年4回で、1回に3か月分をまとめて納付する納付書により保険料を収納していること、iii) 当時、C社会保険事務所では国民年金の現年度保険料を収納することはなかったことから、これらの事実と申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認できる昭和 62 年 4 月の時点で、申立期間のうち、60 年 1 月から 62 年 3 月までの期間は国民年金保険料を遡って納付することが可能な期間であるが、申立人は、「申立期間について、国民年金保険料を遡ってまとめて納付した記憶はない。」と述べている上、申立期間について、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が同市で払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から53年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から53年3月まで

私は、昭和51年6月又は同年7月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行った際、同市役所職員から付加保険料を納付すると年金受給額が多くなるとの説明を受けたことから、同年5月分からの付加保険料を納付したと記憶している。

付加保険料を20歳から納付していたことは間違いがなく、申立期間の国民年金付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金付加保険料は、申出をした日の属する月以後の各月につき納付することができるものとされているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和53年4月頃に払い出されたものと推認でき、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと考えられることから、申立人は、同年同月前に国民年金付加保険料の納付を行うことができなかつたと考えられる。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金付加保険料の納付に係る申出が昭和53年4月に行われ、同年同月から56年4月までの期間について付加保険料が納付されていることが確認できるものの、当該申出を行う前の期間である申立期間については、定額の国民年金保険料のみが過年度納付されていることが確認でき、これらの記録に不自然な点は見られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 62 年 10 月 20 日まで

A社設立時の昭和 57 年 4 月から平成 3 年 3 月末まで継続して同社に勤務し、B業務を担当していた。入社時に会社から資金難のため厚生年金保険の加入を1年待ってほしいと言われた記憶があるが、申立期間について厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 10 月 20 日であり、申立期間は同保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況については、申立人の賃金台帳が保管されていないので確認することはできないが、厚生年金保険の適用事業所となる前に厚生年金保険料を給与から控除することはあり得ない。当社が保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、同資格取得日は当事業所の新規適用日である昭和 62 年 10 月 20 日であり、申立期間については、厚生年金保険の加入記録の欠落ではなく未加入の期間である。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同日の昭和 62 年 10 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 5 人（申立人が名前を挙げた者を含む。）に自身の入社当時の厚生年金保険の適用状況等について照会したとこ

る、いずれの者からも当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の勤務期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、当該5人のうち2人は、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は国民年金に加入し同保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 24 日から同年 11 月 1 日まで

昭和 46 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで A 市 B 室（現在の適用事業所名は、A 市役所 C 局 D 部）に臨時職員として勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は、A 市 B 室に臨時職員として継続して勤務した。申立期間後の昭和 46 年 11 月 1 日からは、同市役所の臨時職員から事務受託会社である E 社の社員に身分が変更となったが、新庁舎で引き続き同市役所の業務に従事した。」と主張しているが、i) 雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、46 年 8 月 26 日から 48 年 3 月 31 日までの期間、E 社において加入記録が確認できること、ii) A 市から提出された申立人に係る A 市職員履歴書の職歴欄の記載によると、申立人は、46 年 3 月から 48 年 3 月まで同社の社員として市役所 F 業務に従事していたことが確認でき、この記載について A 市では「申立人の自己申告によるものである。」と回答していること、iii) 申立人が名前を挙げた同僚を含む 3 人は、46 年 4 月 1 日に同社に A 市役所の新庁舎における F 業務要員として採用されたが、新庁舎での当該業務が始まるまでの間は、同市役所の各部署に派遣され臨時職員として勤務していた旨供述していることから判断すると、申立人の申立期間における勤務先は、同社であったと認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、E 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 46 年 11 月 1 日であることから、申立期間は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、E社は、昭和48年4月18日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様、A市役所各部署における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、申立人と同日（昭和46年11月1日）にE社において同被保険者資格を取得している者は申立人以外に8人確認できるが、これら8人については、両適用事業所における同保険の加入記録の間に1か月から3か月の未加入期間があることが確認できるとともに、このうちA市B室において同保険の加入記録がある同僚一人は、申立人と同様、3か月の未加入期間があることが確認できる。

加えて、当該8人のうち生存及び所在が確認できた4人（申立人が名前を挙げた者を含む。）に対し、上述の未加入期間における自身のE社における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除等について照会したところ、全員から回答が得られたものの、いずれの者からも同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の勤務期間において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない上、昭和46年8月に同社に入社し、厚生年金保険被保険者資格を同年11月1日に取得したことが確認できる者は、入社から同資格を取得するまでの期間の厚生年金保険料については、給与から控除されていなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月頃から 58 年 4 月頃まで
昭和 57 年 8 月頃に A 社（現在は、B 社）C 支社に D 職として入社し、58 年 4 月頃まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は A 社 C 支社に D 職として勤務していたと主張しているものの、B 社は、「当時の資料が保存されていないため不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は申立期間当時の上司及び同職種の同僚の名前を挙げているものの、当該上司は既に死亡しており、同僚については姓のみしか記憶していないことから個人を特定することができず、これらの者から申立人の申立てに係る事実を裏付ける供述及び資料を得ることができない。

さらに、A 社の事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間当時、同社において県内の支社に勤務していたと思われる 18 人に照会し、11 人から回答が得られたものの、そのうち同社 C 支社に勤務していた 6 人は、いずれも申立人の名前を記憶していない上、D 職が行った E 業務の整理事務等を担当していた同僚は、「D 職は研修期間が 3 か月あり、厚生年金保険には 4 か月目から加入した。」と回答しているほか、申立人と同職種の D 職であったとする同僚は、「研修期間の 3 か月は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から同保険料も控除されていなかったと思う。」と供述している。

加えて、A社に係る被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、当該期間において被保険者の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。